⑤　紙入札方式による競争入札の執行に当たっては、支出負担行為担当官により競争参加資格があると確認された旨の通知書の写し及び委任状がある場合は委任状を持参すること。ただし、郵送による入札の場合は、入札書を入れた中封筒と一緒に当該通知書の写し及び当該委任状を表封筒に入れて郵送すること。

⑹　再度の入札及び開札　郵送による入札があり、かつ初回の入札において予定価格の制限に達した価格の入札がない場合には、別途、再度の入札及び開札日時等について、電子入札システム及び電話等により連絡を行うため、担当者との連絡が速やかに行えるようにすること。

5　その他

⑴　入札及び契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨。

⑵　入札保証金及び契約保証金

①　入札保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行岡山支店）

ただし、以下の条件を満たすことにより入札保証金の納付に代えることができる。

ア　利付国債の提供（保管有価証券の取扱店　日本銀行岡山支店）

イ　金融機関の保証（取扱官庁　中国四国農政局）

また、入札保証保険契約の締結を行った場合又は金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ）の契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。

②　契約保証金　納付（請負代金額の10分の３以上。保管金の取扱店　日本銀行岡山支店）

ただし、以下の条件を満たすことにより契約保証金の納付に代えることができる。

ア　利付国債の提供（保管有価証券の取扱店　日本銀行岡山支店）

イ　金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　中国四国農政局）

また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。

⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の入札、申請書又は確認資料等に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

⑷　低入札価格調査を受けた者との契約にかかる前金払の金額は、請負代金額の10分の２以内とする。

⑸　配置予定監理技術者等の確認　落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合のほかは、配置予定監理技術者等の変更は認められない。

落札者となった者は、落札決定後、契約締結までに、配置予定技術者が営業所の専任技術者と重複していないことが確認できる資料を提出すること。

⑹　手続における交渉の有無　無。

⑺　契約書作成の要否　要。

⑻　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無。

⑼　関連情報を入手するための照会窓口　上記４の⑵の②イに同じ。

⑽　一般競争参加資格の確認を受けていない者の参加　上記２の⑶に掲げる一般競争参加資格の確認を受けていない者も上記４の⑶により申請書及び確認資料等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の確認を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

⑾　電子入札について

①　電子入札システムによる手続き開始後に、紙入札方式（郵送を含む。）への途中変更は原則として行わないものとするが、入札参加者側にやむを得ない事情が生じた場合には承諾を得て紙入札方式（郵送を含む。）に変更するものとする。

②　電子入札システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙入札方式（郵送を含む。）に変更する場合がある。

③　電子入札システムに係る運用については、「農林水産省電子入札システム運用基準」（電子入札センターホームページ；http://www.maff-ebic.go.jp/menu.html）によるものとする。

⑿　入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を提出すること。

⒀　施工体制確認のためヒアリングを実施するとともに、その際に追加資料の提出を求めることがある。

⒁　特別重点調査　本調査は、調査基準価格に満たない価格で入札を行った者のうち、その者の申し込みにかかる価格の積算内訳が入札説明書に示す金額に満たない者に対して行う。その際に、入札参加者にヒアリングを行い、入札参加者により契約内容に適合した履行がされないおそれがないかを厳格に確認する。

⒂　低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策について　開札の結果、低入札価格調査の対象工事となった場合は、低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策について（平成18年４月25日付け18農振第177号農村振興局整備部長通知）に基づき、次のとおり低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策を実施する。

監督体制の強化等

①　施工体制の点検　施工体制台帳提出時に施工体制の確保を図るため、主として、一般管理費、現場管理費の構成項目の内訳費用の詳細について提出を要請し、施工体制確認の追加資料との整合を確認する場合がある。

さらに、「施工段階における確認マニュアル（一部改正）」（平成26年３月28日付け事務連絡　農村振興局設計課施工企画調整室長名）等に基づき、重点的な工事監督を実施する。

なお、事前通告をしないで点検することがある。

②　下請け契約状況の調査　低入札価格調査ヒアリング時に下請契約計画書を提出し、施工体制確認のための追加資料との整合を確認し、その後契約内容の詳細について提出を求める場合がある。

なお、事前通告をしないで点検することがある。

③　受注者側技術者の増員について　専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事が低入札価格調査対象工事となった場合、受注者は中国四国農政局管内直轄工事において、本入札公告を行った日から過去２年以内に完成した工事、あるいは契約時点で施工中の工事に関して、以下のいずれかの要件に該当するときは、主任（監理）技術者と同等の要件を満たす別の技術者１名を専任で現場に配置させることとし、低入札価格調査資料提出時点で追加する配置予定技術者の資格等確認資料を併せて提出すること。

なお、当該資料の提出がなかった場合は、落札決定しない場合がある。

ア　工事成績70点未満の評定を通知された者。

イ　発注者から施工中又は施工後において、工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を求められた者。ただし、軽微な手直し等は除く。

ウ　品質管理、安全管理に関し、指名停止又は部局長若しくは監督職員から書面による警告若しくは注意の喚起を受けた者。

エ　自らに起因して工期を大幅に遅延させた者。

⒃　低入札価格調査対象工事について試行する対策

①　低入札価格調査対象工事（以下「対象工事」という。）について、「低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策について」で示す、次のア～ウの段階において、監督職員が文書により請負業者に改善を指示した場合、その回数に応じ次の②及び③に示す対策を講ずることとする。

ア　施工確認段階

イ　施工体制点検段階（施工体制確認のための追加資料との整合確認を含む。）

ウ　下請け契約状況調査における下請け支払いの実態把握段階（施工体制確認のための追加資料との整合確認を含む。）

なお、上記ウについては、全ての下請け契約の支払いが完了するまでの間、調査を継続して実施する。